

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

氏名 佐藤 かつら

本論文は、幕末から明治に至る江戸歌舞伎の中で、特に「小芝居」(歌舞伎以外の名義で公的な興行許可を得るが、実際には歌舞伎を演じた興行)と呼ばれるものの具体相を、興行の制度面と作品の内容面の双方から明らかにしたものである。本書の構成は、第一章「江戸から明治への小芝居」が「幕末江戸の宮地芝居—湯島天神社内の芝居を中心に—」等の三節、第二章「明治の行政と小芝居」が「明治前期の小芝居」等の三節、第三章「明治期新興劇場の興行」が「中島座の芝居」等の三節、第四章「明治の文芸と歌舞伎」が「明治初期における新聞と歌舞伎—あつきおめぐみあてたしんぶん「保護喜視当活字」を中心に—」等の四節から、それぞれ成る。

第一章は、湯島天神・芝神明社の宮地芝居を中心に、幕末から明治にかけての小芝居の興行実態や、小芝居が受けた法的規制のあり方を、旧幕資料や明治期の公文書、また小芝居の番付や日記・随筆などの様々な資料を駆使して明らかにする。

第二章は、警視庁や東京府の歴大な法令・行政資料を精査しながら明治前期の小芝居を考察する。小芝居が警視庁から「道化踊」として興行許可を得るに至る経緯や、東京府による公園振興のための道化踊(小芝居)の誘致について詳述し、また大劇場(従前の官許の劇場)と小劇場(小芝居)の微妙な関係を、特に大劇場・小劇場それぞれに所属する俳優や、興行師の意識に焦点を合わせながら浮き彫りにしつつ、歌舞伎を上演する劇場として確固とした地位を築いてゆく小芝居の姿を明らかにする。

第三章は、幕末の小芝居の流れをくむ中島座・喜昇座(久松座)・春木座の三座をとりあげ、台帳や演劇雑誌をはじめとする諸資料に基づいて、各劇場の興行の方針や具体的な興行内容について検討し、中島座が大阪の新作狂言や新聞の続き物を脚色した独自の新作を興行したこと、久松座が大劇場の新富座に倣った大がかりな劇場を新築し大劇場の俳優を招聘したこと、また春木座が黙阿弥の幕末の作品を明治の法規制に合うような形で改訂上演したこと等々を明らかにする。

また第四章は、新聞の記事をもとにした喜昇座の「保護喜視当活字」や、三遊亭円朝の翻案作「黄薔薇」に基づき諸劇場で上演された同名の歌舞伎作品等を取り上げ、新聞・錦絵新聞・講談・落語等の明治期のメディアや芸能と小芝居との密接な関係を、具体的に明らかにする。

従来、幕末・明治期の江戸歌舞伎研究は公許の大芝居に偏り、また作者では黙阿弥・役者では九代目団十郎に集中しており、大芝居・大劇場にまさるとも劣らぬ観客数を誇り、歌舞伎を大芝居・大劇場とともに支えていた小芝居にふれるものはほとんどなかった。本論文は、初めて小芝居を本格的な研究の俎上にのせ、その小芝居の沿革と興行実態を、大部分が著者によって新たに発見された歴大な関係資料の正確な読解により明らかにしたところに画期的な意義がある。制度面のみならず、台帳や番付を駆使し、上演内容の検討にまで及んでいるところも、また画期的である。今後、さらに上方の同種の芝居の検討へ研究を広げていくことが望まれるが、未解明であった小芝居を歌舞伎史の上に定位したことは、高く評価できる。よって、本審査委員会は、本論文が博士(文学)の学位に相当するものと判断する。